

積立NISAに先行する英ライフタイムISA/LISA!(ISAファミリー「第四のISA」!) 「Help to Buy ISA」より増える可能性!! 「第三のISA」、イノベティブ・ファイナンス型ISAは今…。

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

日本の積立 NISA 創設が 12 月 8 日をメドに与党税制改正大綱に織り込まれる可能性

2016年12月8日をメドに日本の自民・公明両党が平成29年度/2017年度与党税制改正大綱をまとめると言う(新聞各紙～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。2016年11月21日から両党税制調査会が議論を正式に始めたが、議論の主な項目の一つに「積立 NISA の創設」がある。「金融庁は、17年度税制改革要望の中で、NISAに関する制度改革を求めており、その目玉の一つが、非課税期間を20年間、上限額を60万円とする、積み立て形式の新たなNISA制度の創設だ。実現すれば、長期的、継続的な資産運用の選択肢が増えるだろう。」(2016年11月26日付週刊ダイヤモンド～URLは後述[参考ホームページ]②参照)と言われるものだ。

積立 NISA は金融庁が 2016 年 8 月 31 日に公表した平成 29 年度税制改正要望に盛り込まれている(2016年9月5日付日本版ISAの道 その155及び2016年10月3日付日本版ISAの道 その158～URLは後述[参考ホームページ]③参照)。下記テーブル「平成29年度/2017年度税制改正要望でNISAに関する主な要望」は税制改正要望の中でNISAに関する主な要望を主体別に列挙したもので、積立 NISA は一番上に出ている(*金融庁の創設要望を受け、日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所が「簡素なもの」とすると言う要望)。

平成29年度/2017年度税制改正要望でNISAに関する主な要望

…金融庁の要望。

2016年9月21日現在

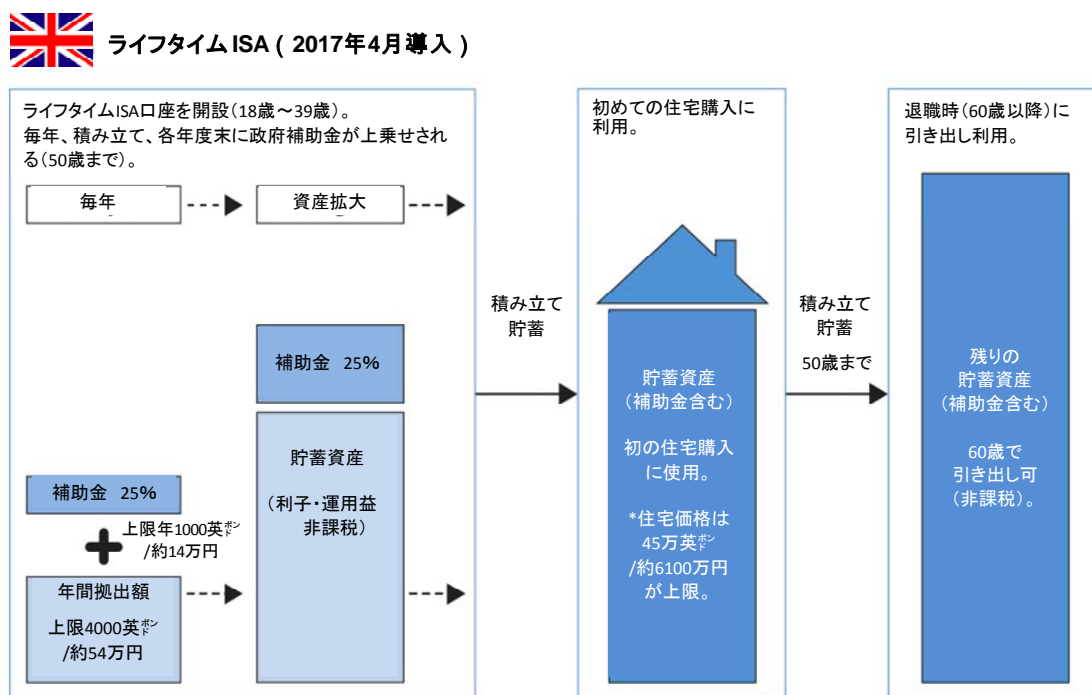
項目	金融庁	日本証券業協会 投資信託協会 全国証券取引所	全国銀行協会	
	2016年8月31日公表	2016年9月21日公表	2016年7月14日公表	
積立NISA	創設	金融庁の創設要望を受け、「簡素なもの」とすると言う要望	-	
NISA 及び ジュニアNISA	非課税期間(現行5年間)	-	恒久化 (少なくとも延長)	
	投資可能期間/口座開設期間 (制度の恒久化) 現行:平成35年/2023年まで	恒久化	恒久化 (少なくとも延長)	
	非課税期間終了時の対応 (2018年/2019年問題)	含み損商品の払出し時の取得価額の 特例措置、上限額を超えるロールオー バーを可能に	(恒久化または延長が図られない場合) 含み損商品の払出し時の取得価額の 特例措置、ロールオーバーの上限額の 撤廃、特定口座への移管をデフォルト 化、その他手続の簡素化等	非課税期間終了後の移管先を、原則、 特定口座とすること
	スイッチング/売却代金の範囲内での再取得 (非課税期間の恒久化を前提)	-	スイッチング可能に	-
	株式等累積投資等で取得した上場株式 (ETF及びREITを含む)について	-	1株(口)未満の端数についても他の非課 税管理勘定への移管(ロールオーバー)を 可能に	-
NISA	従業員等持株会で取得した上場株式等について (非課税期間の恒久化を前提)	-	NISAの適用を可能に	-
ジュニアNISA	払出し制限(現行18歳に達する年まで)	-	緩和 (基準年の引き下げなど)	-
	贈与税に関する、基礎控除額の特例等	-	ジュニアNISAでの投資を目的として両 親・祖父母等から受ける贈与について は、基礎控除額の特例等(110万円とは 別枠)	-
	口座開設時の手続き	-	簡素化	-

(出所: 金融庁、日本証券業協会、全国銀行協会より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

積立 NISA に先行する英ライフタイム ISA/LISA!(ISA ファミリー「第四の ISA」!) 「Help to Buy ISA」より増える可能性!!

平成 29 年度/2017 年度税制改正要望に盛り込まれている積立 NISA だが、これは英国の「第 4 の ISA/ Individual Savings Account/英国個人貯蓄口座」、来年 2017 年 4 月 6 日から開始される「ライフタイム ISA/ Lifetime ISA/LISA」と似る(後述※1、2016 年 3 月 22 日付日本版 ISA の道 その 136~URL は後述[参考ホームページ]④参照)。日本は積立 NISA(最長 20 年間、年 60 万円、積立限定)、英国はライフタイム ISA/LISA(最長 32 年、年 4000 英鎊/約 54 万円、積立限定)と、期間が英国の方が 12 年長いものの、年間拠出額上限はほぼ同じで、積立限定と言う所も同じだ。

※1: 第四の ISA/Individual Savings Account/英国個人貯蓄口座「ライフタイム ISA/Lifetime Individual Savings Account/Lifetime ISA(LISA)」…2016 年 3 月 16 日に英国のオズボーン/Osborne 財務相が 2016 年度の予算演説で導入する事を初めて表明したもの(2016 年 3 月 22 日付日本版 ISA の道 その 136 及び 2016 年 10 月 3 日付日本版 ISA の道 その 158~URL は後述[参考ホームページ]③・④参照)。2017 年 4 月 6 日より導入されるライフタイム ISA は 18 歳以上 40 歳未満の英国居住者等が、職場または直接、銀行や住宅金融組合などの金融機関を通じて口座開設・積み立てを行うものだ。



*ライフタイムISAは、通常のISA(レギュラー/アダルトISA)や「Help to Buy ISA」との併用も可で、ISA全体の拠出上限額は年2万英鎊/約280万円(2017年4月6日から)。

(出所: 英国政府発表資料より三菱UFJ国際投信商品企画部が翻訳・作成)

*住宅・年金以外の目的で引き出しはいつでも可能だが、その場合に政府補助金は返済かつ5%の手数料がかかる。


英国の ISA には、預金型 ISA/Cash ISA(*2011 年 11 月 1 日より導入されたジュニア ISA、2015 年 12 月 1 日より導入された Help to Buy ISA/補助金付住宅資金貯蓄)、株式型 ISA/Stocks and Shares ISA(含むジュニア ISA)、イノベーティブ・ファイナンス型 ISA/Innovative Finance ISA/IF-ISA/P2P Isas と、既に三種類の ISA があるので(*「ISA ファミリー/the ISA family」と呼ばれている)、ライフタイム ISA は「第四の ISA」となる(*Help to Buy ISA/補助金付住宅資金貯蓄は 2015 年 3 月 30 日付日本版 ISA の道 その 95、イノベーティブ・ファイナンス型 ISA/Innovative Finance ISA/IF-ISA/P2P Isas は 2015 年 11 月 2 日付日本版 ISA の道 その 119~URL は後述[参考ホームページ]⑤・⑥参照)。LISA は唯一、積立投資が前提となる。若者の初の持ち家購入及び退職に向けての貯蓄・投資を支援するもので、18 歳以上 40 歳未満の英国居住者等が専用の LISA 口座を開設・積立をすると、50 歳の誕生日を迎えるまで最長で 32 年間の利用が可能となる。

毎年、拠出額の25%が英政府から補助金として上乘せされ、住宅購入や退職の備えなどに利用する事が出来る。積み立てた額および補助金、口座内で発生した利子・運用益を含め非課税となる。積立額は、年最大4000英鎊/約54万円、補助金は年最大1000英鎊/約14万円、月間の上限額は設定されない。

60歳以降、全額または一部(補助金含む)を自由に引き出す事が出来る。住宅購入の場合は、もっと早く、口座開設から12カ月経過後いつでも引き出し可能だ。住宅購入以外の目的で60歳より前に引き出す事も可能だが、25%の補助金を失い(early withdrawal charge)、5%の手数料がかかる。ただ、口座を閉鎖する事なくその後も積立は出来る。これは、LISAでは、住宅購入や退職に備えてだけでなく、車購入や子育てなど様々なライフイベントに利用し、かつ長期的な資産形成をも支援する目的で設計されているからである。

英国のライフタイムISA/Lifetime Individual Savings Account/Lifetime ISA(LISA)の概要

2016年11月16日現在


項目	 英国のライフタイムISA/Lifetime ISA(LISA)の概要
目的・仕組み	若者の初の持ち家購入及び退職に向けての貯蓄・投資を支援する。専用ISA口座を開設・積み立てると、 英国政府からの補助金(25%)が各年、上乘せされて、積み立てた額と補助金の両方が非課税となる(利子含む)。
制度を利用可能な者	18歳以上 40歳未満 (under the age of 40)の居住者等(個人、口座開設時)。 ・住宅購入目的の場合、初めての住宅購入で、住宅価格は45万英鎊/約6100万円)まで。共同購入可(補助金は家単位でなく各個人に支給)。
金融機関	<通常のISA(レギュラーISA)と同じ> 銀行や住宅金融組合(Building society)など。
非課税対象商品	<預金型ISA・株式型ISAと同じ(*イノベティブ・ファイナンス型ISAとは異なる)> 株式、投信、債券、預金、MMF等
非課税貯蓄枠	個人の積立は 毎年4000英鎊(Pay in up to £4,000 each tax year)/約54万円まで(月額の上限なし)。 各年、積み立てた額(利子等含む)の25%相当を英国政府が 補助金(bonus/賞与・手当)として上乘せ拠出(年1000英鎊/約14万円まで、月額の上限なし)。 *左記は個人1人につきで、夫婦世帯では2倍の額となる。 *ライフタイムISA以外も含めたISA全体では、年15240英鎊から20000英鎊/約270万円へ引き上げ(2017年4月6日以降)。
貯蓄可能期間	開設後、 50歳の誕生日を迎えるまで (up to age of 50)。
非課税期間	無制限
途中売却	住宅購入の場合、口座開設から1年経過後、引き出し自由。 60歳以降(after the age of 60)、目的にかかわらず、全額でも1部でも(補助金含む)引き出し可(非課税)。 住宅購入以外の目的で60歳より前に引き出す事も可能だが、25%の補助金を失い(early withdrawal charge)、5%の手数料がかかる。当初30日のキャンセル期間あり。
口座開設数	<通常のISA(レギュラーISA)と同じ> 拠出できるのは各年1口座
導入時期	2017年4月6日(2016年3月16日に財務省が初めて表明)
利用者数など	参考: 2015年12月1日より導入された「Help to Buy ISA/補助金付住宅資金貯蓄」の利用者は25万人、うち75%が30歳以下(2016年2月4日公表)
その他	2017/2018課税年度中に限り、「Help to Buy ISA」口座の資産をライフタイムISA口座へ移管可(4月5日までの分はライフタイムISA非課税枠にカウントされず)で、移管された資産全額につき、25%の補助金が支給される。

(出所: 英国政府発表資料より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

下記は、英 LISA に移管出来る「Help to Buy ISA/補助金付住宅資金貯蓄」の概要である。

英国の「Help to Buy ISA/補助金付住宅資金貯蓄」の概要

2016年11月16日現在

項目	 英国の「Help to Buy ISA/補助金付住宅資金貯蓄」の概要
目的・仕組み	初の持ち家を希望する人のために貯蓄を支援する。専用ISA口座を開設・預金を積み立てると英国政府からの補助金(25%)が上乗せされて、貯蓄した額と補助金の両方が非課税となる(利子含む)。
制度を利用可能な者	16歳以上の居住者等(個人)。用途は、初めての住宅購入の支払いに限る。 ・住宅価格の上限あり(ロンドン45万英鎊/約6100万円、ロンドン除く英国内で25万英鎊/約3400万円)。
金融機関	<アダルト/レギュラー預金型ISAとほとんど同じ> 銀行や住宅金融組合(Building society)など。
非課税対象商品	<アダルト/レギュラー預金型ISAに近い>
非課税貯蓄枠	口座開設時に預け入れた1000英鎊/約14万円に加え、毎月の貯蓄は200英鎊/約3万円まで。その貯蓄額(利子含む)の25%相当を英国政府が補助金(bonus/賞与・手当)として上乗せ拠出するもので、補助金は月50英鎊/約7000円まで、合計3000英鎊/約41万円まで。*左記は個人1人につきで、夫婦世帯では2倍の額となる。
貯蓄可能期間	口座開設は導入から4年間(2015年12月～2019年11月)。積み立ては2029年まで。
非課税期間	無制限<アダルト/レギュラー預金型ISAと同じ> *ただし、住宅購入時まで。
途中売却	自由 <アダルト/レギュラー預金型ISAと同じ> 「Help to Buy ISA」内の資産をライフタイムISA口座へ移管すること可(2017/2018課税年度内)。
口座開設数	一人一口座
導入時期	2015年12月1日(2015年3月18日に財務省が初めて表明)
利用者	25万人、うち75%が30歳以下(2016年2月4日公表)
その他	「Help to Buy ISA」は、英国で2013年に導入された住宅購入支援「Help to Buy」の拡大策であり、従来の「Help to Buy」スキームで約8万3000人が住宅を購入した。

(出所: 英国政府発表資料より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

日本の積立 NISA と英 LISA との大きな違いは、日本の積立 NISA が 20 歳以上の居住者等が対象であるのに対して、英国の LISA は 18 歳以上 40 歳未満の居住者等である事、そして、英国の LISA は英国政府からの補助金(25%)が各年、上乗せされ、積み立てた額と補助金の両方が非課税となる事(利子含む)である。

補助金(25%)だけで最大年 1000 英鎊/約 14 万円にも上り(非課税)、かなり魅力的である。2015 年 12 月 1 日より導入された「Help to Buy ISA/補助金付住宅資金貯蓄」では、そもそも非課税貯蓄枠が口座開設時に預け入れた 1000 英鎊/約 14 万円に加え、毎月 200 英鎊/約 3 万円までである。25%の補助金も月 50 英鎊/約 7000 円までしかない。ただ途中売却は自由である。

一方のLISAは住宅購入の場合は1年経過後に引き出し自由となるものの、60歳になるまで引き出しが難しい。住宅購入以外の目的で60歳より前に引き出すと25%の補助金を失い(early withdrawal charge)、5%の手数料がかかるのだ。加えてLISAは「Help to Buy ISA」とは違い、「40歳未満」としている。

ただ、だからこそ、補助金の魅力もあり、特に30歳台後半は、何とかLISAに加入しようとしそうである。ちなみに2017/2018課税年度中に限り、「Help to Buy ISA」口座の資産をLISAへ移管可(4月5日までの分はライフタイムISA非課税枠にカウントされず)で、移管された資産全額につき、25%の補助金が支給される。

LISAの年間拠出額上限4000英鎊/約54万円だが、英国労働者の平均年収(推計)26260英鎊/約356万円(*賞与1560英鎊/約21万円を含む)の約15%を占めるものだが、そこは何とか捻出していこうと言う意欲に駆られるものとなっている(英国労働者の平均年収は英国国家統計局/Office for National Statistics~URLは後述[参考ホームページ]⑦参照)。

そのLISAがいよいよ来年2017年4月6日から導入となる。それに先立ち、2016年11月16日、英FCA/金融行動監視機構(後述※2参照)はLISAの販売ガイドブック(CP/Consultation Paper/市中協議文書)を公表している(URLは後述[参考ホームページ]⑧参照)。リスクとして、特に、LISAならではの、住宅購入以外の目的で60歳より前に引き出すと25%の補助金を失い(early withdrawal charge)、手数料がかかる事を強調していた感じが強い。プレスリリースは下記の通り。

2016年度予算演説で紹介されたライフタイムISAが2017年4月より導入される。LISAは40歳未満の英国居住者等の初の持ち家購入及び退職に向けての貯蓄・投資を支援するものである。



FCAは他のISAと同様、LISAを規制する。金融機関は販売時に顧客へLISAのリスクの警告が求められる。資産に伴うリスクと、補助金を失う可能性(early withdrawal charge)やその他手数料も通知する必要がある。

FCAは当初30日のキャンセル期間を設けなければならない事を提案してきた。


※2: 英FCA/Financial Conduct Authority/金融行動監視機構…英国の金融監督当局。2013年4月1日に英FSA/Financial Services Authority/金融サービス機構が分割して出来たもので、分割して出来たもう一つは英PRA/Prudential Regulatory Authority/健全性規制機構。さらなる詳細はFCAのホームページを参照(URLは後述[参考ホームページ]⑨)。

「第三のISA」、イノベティブ・ファイナンス型ISAは今…。

最後に、参考として、「第三のISA」である英国のイノベティブ・ファイナンス型ISA/Innovative Finance ISA/IF-ISA/P2P Isasの概要を掲載しておく。導入は2016年4月6日だが、2016年11月16日現在、プラットフォーム各社は準備中(FCAと協議中)となっている(*ソーシャルレンディング最古のZopa/ゾパや大手ファンディング・サークル/Funding Circle等)。次から次へと「ISAファミリー/the ISA family」を増やしており、システム等が間に合っていない可能性もある。ただ、この様に、英国には多様なISAが次々に登場している。それも非課税期間は無制限で、「Help to Buy ISA/補助金付住宅資金貯蓄」やライフタイムISA/Lifetime ISA(LISA)には補助金もある。今後、英国を範とする日本のNISAで持ち家購入や退職に向けての貯蓄・投資を支援する「第三のNISA」、「第四のNISA」が創設される事、それこそ、真の「日本版ISAの道」を辿る事、期待してやまない。

英国のイノベティブ・ファイナンス型ISA/Innovative Finance ISA/IF-ISA/P2P Isasの概要

2016年11月16日現在

項目 	英国のイノベティブ・ファイナンス型ISA/Innovative Finance ISA/IF-ISA/P2P Isasの概要
目的・仕組み	ISA投資家の選択肢を増やし、ピア・ツー・ピア/Peer to Peer/P2P業界の成長を支援する。
制度を利用可能な者	18歳以上の居住者等
金融機関	認可ピア・ツー・ピア・レンディング・プラットフォーム/Peer to Peer Lending Platforms *三大プラットフォームのZopa/ゾパ、ファンディング・サークル/Funding Circle、レートセッター/RateSetter等なる見込み。
非課税対象商品	適格ピア・ツー・ピア・ローン/Qualifying Peer to Peer Loans/P2Pレンディング/P2P Lending *上記プラットフォーム各社がウェブで貸し手と借り手を募り、貸し手は格付け等を利用し借り手を分散しながら融資する。
非課税投資枠	イノベティブ・ファイナンスISA型だけ、または株式型・預金型との合算で、年間15240英 鎊/約206万円を上限。 *累積非課税投資額上限無し。 *2017年度から2万英ポンドに引き上げ予定。
投資可能期間	恒久
非課税期間	無制限
途中売却	ピア・ツー・ピア・ローンは流動性が低いことから、現行ISAでは口座からの引出しが30日以内に実施される事となっているものの、イノベティブ・ファイナンスISA型には盛り込まれない見込み。ファンドのスイッチング可。
口座開設数	-
導入時期	2016年4月6日(2015年7月8日に財務省が初めて表明) *ただ2016年11月16日現在、三大プラットフォーム各社はすべて準備中(FCAと協議中)。
利用者	-
その他	2016年10月19日に英国P2Pファイナンス協会/Peer-to-Peer Finance Association/P2PFAが発表したデータによると、英国P2Pレンディングは2016年9月末現在65億英鎊/約8800億円で貸し手が約16万人・社で借り手が約36万人・社(うち個人が約34万人)。

(出所: 英国政府発表資料より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

以上

[参考ホームページ]

- ①2016年10月19日付産経新聞「自民税調キックオフ 12月8日にも大綱決定 “解散風”で小粒感も?」…
「<http://www.sankei.com/politics/news/161019/pit1610190014-n1.html>」、2016年11月16日付日本経済新聞「来月8日に与党税制大綱
公明税調会長が表明」…「http://www.nikkei.com/article/DGKKASFS15H3Z_V11C16A1PP8000/」、2016年11月22日付日本経済新聞「成
長加速 税で後押し 税制改正へ本格議論スタート 中小の投資減税拡大」…
「http://www.nikkei.com/paper/article/?b=20161122&ng=DGKKASFS21H7W_R21C16A1EA2000」、
- ②2016年11月26日付週刊ダイヤモンド「Data 数字は語る 20年 新たに提案された『積立 NISA』の非課税期
間」…「<http://www.diamond.co.jp/digital/20244112616.html>」、

- ③2016年9月5日付日本版ISAの道 その155「税制改正要望で「積立NISA」創設やNISA恒久化等!～「積立NISA」の20年にわたる検証とバランス型ファンド・非毎月分配型ファンドの純資産・純設定推移～」…
「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160905.pdf」及び2016年10月3日付日本版ISAの道 その158「NISAに関する主な税制改正要望の理解～2018年問題対応、「長期・積立・分散投資」をすすめたい金融庁の積立NISA(英国ではライフタイムISA)、ジュニアNISAの引き出し年齢制限緩和、スイッチング可による投信の保有期間長期化～」…
「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_161003.pdf」、
- ④2016年3月22日付日本版ISAの道 その136「英国の職場積立ISA/ワークプレイスISA～DC、SAYE/定期積立貯蓄制度、SIPs/株式奨励制度を補完して拡大し、今後は年金版ISA、ライフタイムISAの道～」…「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160322.pdf」、
- ⑤2015年3月30日付日本版ISAの道 その95「総選挙間近の英政府がISAの大きな制度改正を発表! 年度内なら出し入れ自由で、対象商品拡大、そして「Help to Buy ISA」と言う補助金付住宅資金貯蓄も!!」…
「<https://www.am.mufg.jp/text/150330.pdf>」、
- ⑥2015年11月2日付日本版ISAの道 その119「フィンテックの衝撃! 「本家」英国で第三のISA、イノベーティブ・ファイナンスISAが2016年4月から開始!!」…「<https://www.am.mufg.jp/text/kam151102.pdf>」。
- ⑦英国の平均年収は英国国家統計局/Office for National Statistics「UK labour market: Nov 2016」…
「<https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/employmentandemployeetypes/bulletins/uklabourmarket/november2016#average-weekly-earnings>」
- ⑧ライフタイムISAの販売ガイドブックのプレスリリース…「<https://www.fca.org.uk/news/press-releases/fca-publishes-rules-sale-lifetime-isa>」、
CP…「<https://www.fca.org.uk/publications/consultation-papers/handbook-changes-introduction-lifetime-isa-cp16-32>」、
- ⑨英FCA/Financial Conduct Authority/金融行動監視機構…「<https://www.fca.org.uk/>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。